

裁 決 の 理 由

2 審査の申立ての理由

申立人の本件審査の申立ての理由は、おおむね次のとおりであると認められる。
 本件当選人は、小平市内に居住実態がなく、市町村議会議員の被選挙権の要件である「引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する者」に該当しないにもかかわらず、本件選挙に立候補し、当選したものであるから、当選の効力は無効である。

当委員会は、本件審査の申立ては形式的要件を備えた適法なものと認め、これを受理した。

本件審査の申立てに伴い、令和5年9月5日に市委員会から弁明書及び関係資料の提出を受けたため、同月8日、申立人に対して反論書の提出を促す文書を送付し、申立人から同年10月10日に反論書の提出がなされた。

さらに、申立人から、公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)第216条第2項において準用する行政不服審査法(平成26年法律第68号)第31条第1項の規定に基づき、口頭意見陳述の申立てがあったため、同月24日に申立人による口頭意見陳述を実施した。
 また、市委員会から同年12月6日、追加資料の提出を受け、慎重かつ厳正に審理した。

第1 本件審査の申立てに至るまでの経緯と前提事実

- 1 令和4年9月5日、本件当選人は同月2日を転入日として、小平市外から小平市美園町3丁目14番11号築荘(以下「届出住所地」という。)への転入を小平市長に届け出た。
- 2 本件当選人は令和5年4月16日に告示された本件選挙に立候補し、同選挙は同月23日に執行され、同日、投票票が行われた結果、選挙会は、本件当選人を当選人と定めた。
- 3 申立人は、令和5年5月8日付けで、市委員会に対し、本件選挙における本件当選人の当選の効力に関し本件異議の申出を提起し、市委員会は同

日開催の市委員会臨時会においてこれを受理した。

4 同年5月17日開催の市委員会臨時会において、本件当選人の居住実態に疑義があるとされることについて、小平市長に通報及び住民登録調査の依頼をすることを議決し、同月22日に小平市市民課に対し通知した。

また、同臨時会において、本件当選人に対し、本件異議の申出への参加を求めること、物件の提出を求めること及び証拠書類等の有無について照会することを議決し、同月24日に本件当選人に対し通知した。

5 同年6月2日、本件当選人から物件及び証拠書類の提出を受けた。

6 同年6月6日、本件当選人から追加の証拠書類の提出を受けた。

7 同年7月12日、小平市市民課から住民登録調査の報告を受けた
 市委員会は、本件異議の申出を審理した結果、同月25日付けでこれを棄却する内容の原決定をし、決定書を法第215条の規定に基づき、同日告示した。

同決定書は、同月26日に申立人宛てに発送し、同月27日に申立人に到達した。

8 申立人は、原決定を不服として、同年8月14日付けで当委員会に対し本件審査の申立てを提起し、当委員会はこれを受理した。

9 同年9月5日、市委員会より同月4日付弁明書及び添付資料を受領したため、申立人に対し弁明書等を同月8日に送付するとともに反論書の提出を求めた。

10 同年10月10日、申立人より反論書を受領した。

11 同月24日、申立人による口頭意見陳述を実施した。

12 同年12月6日、市委員会から本件当選人の電気及びガスの使用量の追加資料を受領した。

第2 申立人の主張及び市委員会が認定した事実及び弁明

1 申立人の主張

(1) 居住要件期間90日のうち10日も申立人は本件当選人アパートに通い不在を確認していたという事の重みを軽んじ、現地調査実施もする必要があるという結論に結び付けられている。

(2) アパート入口外観を見る限り同居人の部屋を転貸を受けているような体裁に見えるため、賃貸契約書を提出させ居住確認とする調査が必

須という上申だけは非公式の申入れに留め置きをされ証拠として採用されていない。

(3) 水道料金の資料について、当選人名義で使用料等のお知らせが提出されているが、契約者は渡邊浩一郎氏であり、電気、ガスの資料についても契約者のフオントが異なることから、当委員会にて取り付けるよう求める。

(4) 西友小平店での購入レシートが34枚提出されているが、楽天ポイントカードのカード番号が5種類もレシートに記録されており、別人の買い物も紛れ込ませていないか疑いがある。

2 市委員会が認定した事実

(1) 住民登録調査

令和5年7月12日に小平市市民部市民課から回答のあった本件当選人に係る住民登録調査報告によると、本件当選人は、令和4年9月2日に届出住所地へ転入しており、また、同居人と2人で生活していることが認められる。

(2) 住所地における電気、ガス及び水道の使用量について

ア. 電気の使用状況

契約者は、本件当選人

月別	使用期間	使用量
令和5年2月分	令和5年1月15日から同年2月14日	441kWh
令和5年3月分	令和5年2月15日から同年3月14日	312kWh
令和5年4月分	令和5年3月15日から同年4月14日	307kWh

東京都環境局の平成26年度家庭のエネルギー消費動向実態調査によると、集合住宅における60歳以上の居住者がいる2人世帯の1か月の平均使用量は、292kWhとなっている。

本件当選人の電気使用量は、市委員会による原決定より前に書類提出のあった令和5年1月から同年4月までの期間において、全て平均使用量を上回っており、本件当選人が届出住所地に生活の本拠を有していた蓋然性は高いと認められる。

なお、令和5年12月6日市委員会が当委員会に提出した本件当選人の電気の使用量の追加資料によると、令和5年5月分(使用期間4月15日～5月14日)の使用量は246kWhと認められる。

イ. ガスの使用状況

契約者は、本件当選人

月別	使用期間	使用量
令和5年2月分	令和5年1月11日から同年2月5日	2.8㎡
令和5年3月分	令和5年2月6日から同年3月7日	3.3㎡
令和5年4月分	令和5年3月8日から同年4月6日	2.9㎡

東京都環境局の平成26年度家庭のエネルギー消費動向実態調査によると、集合住宅における60歳以上の居住者がいる2人世帯の1か月の平均使用量は3.1㎡となっている。

本件当選人のガス使用量は、市委員会による原決定より前に書類提出のあった令和5年1月から同年4月までの期間において、平均使用量を下回っている月もあるが、この4か月間の平均使用量が3.0㎡であることから、不自然な程度ではないと認められる。このことから、本件当選人が届出住所地に生活の本拠を有していた蓋然性は高いと認められる。

なお、令和5年12月6日市委員会が当委員会に提出した本件当選人のガスの使用量の追加資料によると、令和5年5月分(使用期間4月7日～5月9日)の使用量は2.5㎡と認められる。

ウ. 水道の使用状況

契約者は、本件当選人

月別	使用期間	使用量
令和5年2月分～ 同年3月分	令和5年1月12日から同年3月8日	2.6㎡
令和5年4月分～ 同年5月分	令和5年3月9日から同年5月10日	2.6㎡

東京都水道局の令和2年度生活用水実態調査によると、世帯人員2人当たりの1か月の平均使用量は、14.9㎡となっている。

本件当選人の水道使用量は、書類提出のあった令和5年1月から同年5月までの期間において、平均使用量を下回っている月もあるが、この4か月間の平均使用量が1.3㎡であることから、不自然な程度ではないと認められる。このことから、本件当選人が届出住所地に生活の本拠を有していた蓋然性は高いと認められる。

(3) 領収書類について

ア. 食費及び生活必需品等購入のレシート(令和5年1月分として9日

分15枚、2月分として26日分45枚、3月分として27日分53枚及び4月分として21日分44枚の計157枚)

本件当選人より提出のあった主に届出住所地付近の店舗にて購入した当該レシートについては、日常生活を営む上で必要な食品等を購入していることが分かるものであり、本件当選人が届出住所地に生活の本拠を有していたことを直接裏付ける物証とはならないものの、一定程度の蓋然性があるものと認められる。

イ. 自転車、郵便ポスト及び洗濯機用器具購入のレシート(令和4年9月分 計3枚)

自転車、郵便ポスト及び洗濯機用器具については、日常生活を営む上で必要な物品であることが認められるため、これらを購入したことが分かる当該レシートについて、本件当選人が届出住所地に生活の本拠を有していたことを直接裏付ける物証とはならないものの、一定程度の蓋然性があるものと認められる。

3 市委員会の弁明

申立人の主張(1)につき、法第29条の規定に基づく本件当選人の選挙資格に関する通報及び住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第34条の規定に基づく住民登録調査依頼を、小平市市民部市民課に行っており、当該調査をもって市委員会の現地調査に代えたものである。

また、当該調査報告資料から、本件当選人は、届出住所地において本件当選人を含む2人で生活していることが認められるものである。

主張(2)につき、申立人の主張は、申立人独自の見解であり、理由がないものであり、また申立人の主張する申出を受けていない。

第3 申立人の主張に対する当委員会の判断

1 当選の効力に関する争訟とは、有効に行われた選挙において、当選人の決定に違法の事由があること、すなわち、決定をした機関の構成若しくはその手続、決定内容、例えば、各候補者の有効得票数の算定、又は、選挙人となり得る資格の有無の認定について違法があることを主張して、当選人と決定された者の当選の効力を争う争訟であり、広く選挙の法規の違反に該当することを理由として、当選の無効を主張する場合を含まないものと解されているところである(同旨・名古屋高等裁判所平成4年12月17日判決、大阪高等裁判所昭和30年9月29日判決、東京高等裁判所昭和28年

2月17日判決など)。

2 以上の観点から、本件選挙における当選の効力に関する主張について、当選の効力を争う原因に該当するか否か検討する。

(1) 法第9条第2項には、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権の要件として、国籍及び年齢に関する要件に加えて、「引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する」ことが要件として規定され、法第10条第1項第5号には、「市町村の議会の議員についてはその選挙権を有する者で年齢満25年以上のもの」が被選挙権を有する旨が規定されている。

したがって、本件選挙の被選挙権を有するには、本件選挙の期日である令和5年4月23日までの3か月間、すなわち同年1月23日から同年4月23日までの間(以下「当該期間」という。)、引き続き小平市内に住所を有する者でなければならない。

(2) ここで「住所」とは、生活の本拠、すなわちその者の生活に最も関係の深い一般生活、全生活の中心を指すものであり、一定の場所がある者の住所であるか否かは、客観的に生活の本拠たる実体を具備しているか否かにより決されるべきものである(最高裁判所昭和35年3月22日判決、最高裁判所平成9年8月25日判決、東京高裁判平成28年3月9日判決など)。

(3) ア 本件審査の申立ての争点は、令和5年1月23日から同年4月23日までの当該期間中、本件当選人が継続して小平市に住所を有していたか否かであり、申立人が、本件当選人に本件選挙の被選挙権がないとして当選の効力を争うなら、当該期間中、本件当選人に小平市における生活の本拠がなかったことについて、立証を必要があるというべきである。

この点、申立人は、単に、当該期間中、本件当選人の居住実態が小平市にない主張するにとどまり、合理的かつ客観的根拠に基づいた主張とは認められない。

イ 本件審査の申立ての審理において当委員会に提出された資料によれば、本件当選人は、小平市における住民基本台帳上の住所について、電気、ガス及び水道など生活の基本となる公共料金等の継続的な使用実績が認められる。

また、市委員会は、令和5年6月27日に小平市市民部市民課が実施した本件当選人宅の現地調査等の結果を併せ検討した上で本件

当選人の居住実態が市内にあることを確認したことが認められる。

ウ なお、申立人の主張（１）について、申立人は居住要件期間90日のうち10日も申立人は本件当選人アパートに通い不在を確認していたという事の重みを軽んじ、現地調査実施もする必要がないという結論に結び付けられていることを主張しているが、小平市市民部市民課において本件当選人宅への実地調査を実施しており、近隣住民への聞き込みをしていないことをもって本件当選人が居住要件を満たしていないといえるものではない。

主張（２）について、申立人はアパート入口外観を見る限り同居人の部屋を転貸を受けているような体裁に見えるため、賃貸契約書を提出させ居住確認とする調査が必須という上申だけは非公式の申入れに留め置きをされ証拠として採用されていないことを主張しているが、本件当選人は令和4年9月の時点で既に現住所地に住民票を置いており、賃貸借契約書の提出がなされていないことをもって、本件当選人が居住要件を満たしていないといえるものではない。

主張（３）について、申立人は本件当選人が市委員会に提出した水道料金の書類について、申立人が水道事業者に確認をしたところ、同書類には本件当選人の氏名が記載されているが契約者は渡邊浩一郎氏である旨の回答を得ており、本件当選人が市委員会に提出した電気及びガスの資料についても契約者の記載のフオントが異なることから、当委員会にて電気及びガスの事業者から同書類を取り付けるよう主張している。

しかし、同資料は事業者が届出住所地における使用量を証明しているものであり、他の書類についても当委員会において再度提出を求める必要はない。

また、本件当選人からは、水道の使用量のほか、電気及びガスの使用量に関する書類の提出も受けており、これらを総合的に判断すると、当選人が居住していることが推認できる。

主張（４）について、申立人は本件当選人が市委員会に対し西友小平店での購入レシートを34枚提出しているが、楽天ポイントカードのカード番号が5種類もレシートに記録されており、別人の買い物も紛れ込ませていないか疑いがあることを主張している。しかし、楽天ポイントカードのアプリを利用した際には、カード

番号は利用の都度変わるものであるところ、レシートに併記されている利用可能ポイントの数値の増減がポイント付与の数値と一定程度運動していることから、いずれのレシートも当選人が商品を購入し、その際に楽天ポイントカードのアプリを利用した際のものとして推認できる。

エ これらの事情を併せ考慮するならば、当該期間を含めて本件当選人の生活の本拠は継続的に小平市にあったと認められ、これに反する事情は認定できないというべきである。

また、本件当選人が届出住所地以外の住所生活を生活の本拠としていたという具体的な主張・立証もないことからすると、本件当選人の生活の本拠たる住所は、本件期間まで引き続き届出住所地にあつたものと判断するのが相当である。

第4 審理の結果

市委員会は、本件異議の申出を受理し、申立人の主張、調査結果及び法で規定される被選挙権の要件となる住所の認定に関する資料を総合的に判断した結果、当該期間における本件当選人の住所は小平市にあるとして、本件異議の申出を棄却する内容の原決定をしたものと認められ、その他、原決定に違法又は不当な点は認められない。

そして、以上のとおり、当委員会が総合的に判断しても、原決定は、法令の規定に従って適正になされているというべきであり、申立人の主張には理由がない。

よって本件選挙については、申立人の主張はいずれも理由がなく、法第216条第2項で準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、当委員会は、主文のとおり裁決する。

令和5年12月19日

東京都選挙管理委員会

委員長 澤野 正明

法第207条の規定により、この裁決に不服があるときは、当委員会を被告と

して、この裁決書の交付を受けた日又は法第215条の規定による告示の日から30日以内に、東京高等裁判所に訴訟を提起することができる。

●東京都選挙管理委員会告示第百七十三号

令和五年四月二十三日執行の小平市議会議員選挙における当選の効力に関する審査の申立てについて、次のとおり裁決したので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百十五条の規定により告示する。

令和五年十二月二十八日

東京都選挙管理委員会

5 選 第 5 2 8 号

裁 決 書

審査申立人 横田 升吾

上記審査申立人（以下「申立人」という。）から令和5年8月14日に提起された、同年4月23日執行の小平市議会議員選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する審査の申立て（以下「本件審査の申立て」という。）について、東京都選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は審理し、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立てを棄却する。

審 査 の 申 立 て の 要 旨

1 審査の申立ての趣旨

本件審査の申立ての趣旨は、申立人が、本件選挙における当選の効力に関する不服があるとして、令和5年5月8日に小平市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）に対し、異議の申出（以下「本件異議の申出」という。）をしたところ、市委員会は、同年7月25日、本件異議の申出を棄却する旨の決定（以下「原決定」という。）をしたため、原決定を取り消し、本件選挙における当選人深谷幸信（以下「本件当選人」という。）の当選を無効とする裁決を求めるものである。

2 審査の申立ての理由

申立人の本件審査の申立ての理由は、おおむね次のとおりであると認められる。

本件当選人は、小平市内に居住実態がなく、市町村議会議員の被選挙権の要件である「引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する者」に該当しないにもかかわらず、本件選挙に立候補し、当選したものであるから、当選の効力は無効である。

裁 決 の 理 由

当委員会は、本件審査の申立ては形式的要件を備えた適法なものと認め、これを受理した。

本件審査の申立てに伴い、令和5年9月5日に市委員会から弁明書及び関係資料の提出を受けたため、同月8日、申立人に対して反論書の提出を促す文書を送付し、申立人から同年10月10日に反論書の提出がなされた。

さらに、申立人から、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第216条第2項において準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第31条第1項の規定に基づき、口頭意見陳述の申立てがあったため、同月24日に申立人による口頭意見陳述を実施した。

また、市委員会から同年12月6日、追加資料の提出を受け、慎重かつ厳正に審理した。

第 1 本件審査の申立てに至るまでの経緯と前提事実

1 平成27年9月5日、本件当選人は同月1日を転入日として、小平市外から小平市鈴木町1丁目245番地の6（以下「届出住所地」）への転入を小平市長に届け出た。

2 本件当選人は令和5年4月16日に告示された本件選挙に立候補し、同選挙は同月23日に執行され、同日、投票票が行われた結果、選挙会は、本件当選人を当選人と定めた。

3 申立人は、令和5年5月8日付で、市委員会に対し、本件選挙における本件当選人の当選の効力に関し本件異議の申出を提起し、市委員会は同

日開催の市委員会臨時会においてこれを受理した。

4 同年5月17日開催の市委員会臨時会において、本件当選人の居住実態に疑義があるとされることについて、小平市長に通報及び住民登録調査の依頼することを議決し、同月22日に小平市市民部市民課に対し通知した。

また、同臨時会において、本件当選人に対し、本件異議の申出への参加を求め、物件の提出を求めると及び証拠書類等の有無について照会することを議決し、同月24日に本件当選人に対し通知した。

5 同月24日、本件当選人から物件及び証拠書類の提出を受けた。

6 同年7月12日、小平市市民部市民課から住民登録調査の報告を受けた。

7 市委員会は、本件異議の申出を審理した結果、同月25日付けでこれを棄却する内容の原決定をし、決定書を法第215条の規定に基づき、同日告示した。

同決定書は、同月26日に申立人宛てに発送し、同月27日に申立人に到達した。

8 申立人は、原決定を不服として、同年8月14日付けで当委員会に対し本件審査の申立てを提起し、当委員会はこれを受理した。

9 同年9月5日、市委員会より同月4日付弁明書及び添付資料を受領したため、申立人に対し弁明書等を同月8日に送付するとともに反論書の提出を求めた。

10 同年10月10日、申立人より反論書を受領した。

11 同月24日、申立人による口頭意見陳述を実施した。

12 同年12月6日、市委員会から本件当選人の電気の使用量の追加資料を受領した。

第2 申立人の主張及び市委員会が認定した事実及び弁明

1 申立人の主張

(1) 本件当選人の届出住所地の近隣住民への聞き込みから、本件当選人が同住所地に居住している事実が確認できていないが、市民に本件当選人の居住事実を尋ねるべきとする現地調査実施等一顧だにされず、近隣住民への聞き込みを実施していない。

(2) 住民登録調査の結果は居住実態を反映しておらず、居住実態を証明できていない。

(3) 本件当選人の提出した光熱水費の資料は親と同居している本件当選人の居住の証明とはならない。

(4) 本件当選人が提出した領収書について記載内容の一部が消されており居住を証明する証拠とはいえない。

2 市委員会が認定した事実

(1) 住民登録調査

令和5年7月12日に小平市市民部市民課から回答のあった本件当選人に係る住民登録調査報告によると、本件当選人は、平成27年9月1日に届出住所地へ転入しており、また、同居人と3人で生活していることが認められる。

また、市委員会は当該調査をもって市委員会の現地調査に代えている。

(2) 住所地における電気、ガス、水道の使用量について

ア. 電気の使用状況

契約者は、本件当選人ではなく、同居人

月別	使用期間	使用量
令和5年2月分	令和5年1月17日から同年2月14日	550kWh
令和5年3月分	令和5年2月15日から同年3月15日	433kWh
令和5年4月分	令和5年3月16日から同年4月16日	394kWh

東京都環境局の平成26年度家庭のエネルギー消費動向実態調査によると、戸建住宅における60歳以上の居住者がいる3人世帯の1か月の平均使用量は、388kWhとなっている。

本件当選人の電気使用量は、市委員会による原決定より前に書類提出のあった令和5年1月から同年4月までの期間において、全て平均使用量を上回っており、本件当選人が届出住所地に生活の本拠を有していた蓋然性は高いと認められる。

なお、令和5年12月6日市委員会が当委員会に提出した本件当選人の電気の使用量の追加資料によると、令和5年5月分(使用期間4月17日～5月16日)の使用量は286kWhと認められる。

イ. ガスの使用状況(プロパンガス)

契約者は、本件当選人ではなく、同居人

月別	使用期間	使用量
令和5年1月分	令和4年12月20日から令和5年1月23日	59.4㎡
令和5年2月分	令和5年1月24日から同年2月18日	44.1㎡
令和5年3月分	令和5年2月19日から同年3月20日	35.9㎡
令和5年4月分	令和5年3月21日から同年4月19日	28.4㎡
令和5年5月分	令和5年4月20日から同年5月22日	21.9㎡

一般社団法人日本エネルギー経済研究所石油情報センターの平成18年度プロパンガス消費実態調査によると、東京都の1世帯当たりの1か月の平均使用量は10.3㎡となっている。

本件当選人のガス使用量は、書類提出のあった令和4年12月から令和5年5月までの期間において、全て平均使用量を上回っており、本件当選人が届出住所地に生活の本拠を有していた蓋然性は高いと認められる。

ウ．水道の使用状況

契約者は、本件当選人ではなく、同居人

月別	使用期間	使用量
令和5年2月分～ 同年3月分	令和5年1月19日から同年3月15日	47㎡
令和5年4月分～ 同年5月分	令和5年3月16日から同年5月17日	53㎡

東京都水道局の令和2年度生活用水実態調査によると、世帯人員3人当たりの1か月の平均使用量は、19.9㎡となっている。

本件当選人の水道使用量は、書類提出のあった令和5年1月から同年5月までの期間において、全て平均使用量を上回っており、本件当選人が届出住所地に生活の本拠を有していた蓋然性は高いと認められる。

(3) インターネット通信販売(Amazon)の記録(令和5年1月23日から同年4月14日分までの21日分)21枚について

商品届け先住所及び請求先住所には、本件当選人の届出住所及び氏名が記載されており、日常生活を営む上で必要な物品を本件当選人の届出住所地に配達させていることが伺えるものであり、本件当選人が届出住所地に生活の本拠を有していたことを直接裏付ける物証ではないものの、一定程度の蓋然性があると認められる。

3 市委員会の弁明

申立人の主張(1)につき、法第29条の規定に基づく本件当選人の選挙資格に関する通報及び住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第34条の規定に基づく住民登録調査依頼を、小平市市民部市民課に行っており、当該調査をもって市委員会の現地調査に代えたものである。また、当該調査報告資料から、本件当選人は、届出住所地において本件当選人を含む3人で生活していることが認められるものである。

第3 申立人の主張に対する当委員会の判断

1 当選の効力に関する争訟とは、有効に行われた選挙において、当選人の決定に違法の事由があること、すなわち、決定をした機関の構成若しくはその手続、決定内容、例えば、各候補者の有効得票数の算定、又は、選挙人となり得る資格の有無の認定について違法があることを主張して、当選人と決定された者の当選の効力を争う争訟であり、広く選挙の法規の違反に該当することを理由として、当選の無効を主張する場合を含まないものと解されているところである(同旨・名古屋高等裁判所平成4年12月17日判決、大阪高等裁判所昭和30年9月29日判決、東京高等裁判所昭和28年2月17日判決など)。

2 以上の観点から、本件選挙における当選の効力に関する主張について、当選の効力を争う原因に該当するか否か検討する。

(1) 法第9条第2項には、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権の要件として、国籍及び年齢に関する要件に加えて、「引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する」ことが要件として規定され、法第10条第1項第5号には、「市町村の議会の議員についてはその選挙権を有する者で年齢満25年以上のもの」が被選挙権を有する旨が規定されている。

したがって、本件選挙の被選挙権を有するには、本件選挙の期日である令和5年4月23日までの3か月間、すなわち同年1月23日から同年4月23日までの間(以下「当該期間」という。)、引き続き小平市内に住所を有する者でなければならない。

(2) ここで「住所」とは、生活の本拠、すなわちその者の生活に最も関係の深い一般生活、全生活の中心を指すものであり、一定の場所がある者の住所であるか否かは、客観的に生活の本拠たる実体を具備しているか否かにより決されるべきものである(最高裁判所昭和35年3

月22日判決、最高裁判所平成9年8月25日判決、東京高裁平成28年3月9日判決など。

(3) ア 本件審査の申立ての争点は、令和5年1月23日から同年4月23日までの当該期間中、本件当選人が継続して小平市に住所を有していたか否かであり、申立人が、本件当選人に本件選挙の被選挙権がないとして当選の効力を争うなら、当該期間中、本件当選人に小平市における生活の本拠がなかったことについて、立証をする必要があるとすべきである。

この点、申立人は、単に、当該期間中、本件当選人の居住実態が小平市にないと主張するにとどまり、合理的かつ客観的根拠に基づいた主張とは認められない。

イ 本件審査の申立ての審理において当委員会に提出された資料によれば、本件当選人は、小平市における住民基本台帳上の住所について、電気、ガス及び水道など生活の基本となる公共料金等の継続的な使用実績が認められる。

また、市委員会は、令和5年6月27日に小平市市民部市民課が実施した本件当選人宅の現地調査等の結果を併せ検討した上で本件当選人の居住実態が市内にあることを確認したことが認められる。

ウ その上で、申立人の主張について検討すると、主張(1)について、申立人は本件当選人の届出住所地の近隣住民への聞き込みから、本件当選人が同住所地に居住している事実を確認できていないが、近隣住民への聞き込みを実施していないことを主張しているが、小平市市民部市民課において本件当選人宅への実地調査を実施しており、近隣住民への聞き込みをしていないことをもって本件当選人が居住要件を満たしていないといえるものではない。

主張(2)について、申立人は住民登録調査の結果につき、同調査に対応した本件当選人の同居人が「本件当選人はここもところから現住所地にいる」旨の回答をしているが、本件当選人は過去に鳥取大学大学院の特命准教授を務めていたことから、上記回答内容に不信を感じており、同調査では居住実態を反映しておらず、居住実態を証明できていないことを主張しているが、小平市市民部市民課が行った同調査結果からは、同居人の回答内容に不自然な点は見受けられない。

主張(3)について、申立人は本件当選人の提出した光熱水費の

資料は親と同居している本件当選人の居住の証明とはならないことを主張している。

しかし、本件当選人が市委員会へ提出した電気、ガス及び水道の使用量等が記載された各使用料を確認すると、本件当選人を含めた家族3人での使用量がおおむね平均以上を示しており、契約者が同居人名義であり、本件当選人と同親が同居していることを考慮しても、同資料は居住実態を判断する資料として認められるものであり、同資料から本件当選人が居住していることが推認できる。

主張(4)について、申立人は本件当選人が提出した領収書について、同領収書の品名や金額が消されており居住を証明する証拠とはいえないことを主張しているが、本件当選人が市委員会に提出した領収書について、当選人の名義と配送先住所をもって居住実態を判断する上での検討材料とするものであるが、品名や金額の記載がないことをもって、同検討材料として認められないものではない。

エ これらの事情を併せ考慮するなら、当該期間を含めて本件当選人の生活の本拠は継続的に小平市にあったと認められ、これに反する事情は認定できないというべきである。

また、本件当選人が届出住所地以外の住所生活を生活の本拠としていたという具体的な主張・立証もないことからすると、本件当選人の生活の本拠たる住所は、本件期間まで引き続き届出住所地にあったものと判断するのが相当である。

第4 審理の結果

市委員会は、本件異議の申出を受理し、申立人の主張、調査結果及び法で規定される被選挙権の要件となる住所の認定に関する資料を総合的に判断した結果、当該期間における本件当選人の住所は小平市にあるとして、本件異議の申出を棄却する内容の原決定をしたものと認められ、その他、原決定に違法又は不当な点は認められない。

そして、以上のとおり、当委員会が総合的に判断しても、原決定は、法令の規定に従って適正になされているというべきであり、申立人の主張には理由がない。

よって本件選挙については、申立人の主張はいずれも理由がなく、法第216条第2項で準用する行政不服審査法(平成26年法律第68号)第45

条第2項の規定により、当委員会は、主文のとおり裁決する。

令和5年12月19日

東京都選挙管理委員会

委員長 澤野 正明

法第207条の規定により、この裁決に不服があるときは、当委員会を被告として、この裁決書の交付を受けた日又は法第215条の規定による告示の日から30日以内に、東京高等裁判所に訴訟を提起することができる。

●東京都選挙管理委員会告示第百七十四号

令和五年四月二十三日執行の小平市議会議員選挙における当選の効力に関する審査の申立てについて、次のとおり裁決したので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百二十五条の規定により告示する。

令和五年十二月二十八日

東京都選挙管理委員会

5 選 第 5 2 8 号

裁 決 書

審査申立人 横田 升吾

上記審査申立人(以下「申立人」という。)から令和5年8月14日に提起された、同年4月23日執行の小平市議会議員選挙(以下「本件選挙」という。)における当選の効力に関する審査の申立て(以下「本件審査の申立て」という。)について、東京都選挙管理委員会(以下「当委員会」という。)は審理し、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立てを棄却する。

審 査 の 申 立 て の 要 旨

1 審査の申立ての趣旨

本件審査の申立ての趣旨は、申立人が、本件選挙における当選の効力に関し不服があるとして、令和5年5月8日に小平市選挙管理委員会(以下「市委員会」という。)に対し、異議の申出(以下「本件異議の申出」という。)をしたところ、市委員会は、同年7月25日、本件異議の申出を棄却する旨の決定(以下「原決定」という。)をしたため、原決定を取り消し、本件選挙における当選人松岡篤(以下「本件当選人」という。)の当選を無効とする裁決を求めるものである。

2 審査の申立ての理由

申立人の本件審査の申立ての理由は、おおむね次のとおりであると認められる。

本件当選人は、小平市内に居住実態がなく、市町村議会議員の被選挙権の要件である「引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する者」に該当しないにもかかわらず、本件選挙に立候補し、当選したものであるから、当選の効力は無効である。

裁 決 の 理 由

当委員会は、本件審査の申立ては形式的要件を備えた適法なものと認め、これを受理した。

本件審査の申立てに伴い、令和5年9月5日に市委員会から弁明書及び関係資料の提出を受けたため、同年8日、申立人に対して反論書の提出を促す文書を送付し、申立人から同年10月10日に反論書の提出がなされた。

さらに、申立人から、公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)第216条第2項において準用する行政不服審査法(平成26年法律第68号)第31条第1項の規定に基づき、口頭意見陳述の申立てがあったため、同年24日に申立人による口頭意見陳述を実施し、慎重かつ厳正に審理した。

審理の結果は以下のとおりである。

第 1 本件審査の申立てに至るまでの経緯と前提事実

- 1 平成26年5月7日、本件当選人は同年4月27日を転入日として、小平市外から小平市学園西町1丁目16番10ー204号への転入を小平市長に届け出た。
- 2 平成27年4月26日及び平成31年4月21日に執行された各小平市議会議員選挙において、本件当選人は、立候補して当選を続けている。
- 3 本件当選人は令和5年4月16日に告示された本件選挙に立候補し、同選挙は同年23日に執行され、同日、投票票が行われた結果、選挙会は、本件当選人を当選人と定めた。

4 申立人は、令和5年5月8日付けで、市委員会に対し、本件選挙における本件当選人の当選の効力に関し本件異議の申出を提起し、市委員会は同日開催の市委員会臨時会においてこれを受理した。

5 同年5月17日開催の市委員会臨時会において、本件当選人の居住実態に疑義があるとされることについて、小平市長に通報及び住民登録調査の依頼をすることを議決し、同年22日に小平市市民部市民課に対し通知した。

また、同臨時会において、本件当選人に対し、本件異議の申出への参加を求め、物件の提出を求めると及び証拠書類等の有無について照会することを議決し、同年24日に本件当選人に対し通知した。

6 同年6月5日、本件当選人から物件及び証拠書類の提出を受けた。

7 同年6月6日及び同日16日に本件当選人から追加の物件の提出を受けた。

8 同年7月12日、小平市市民部市民課から住民登録調査の報告を受けた。

9 市委員会は、本件異議の申出を審理した結果、同年25日付けでこれを棄却する内容の原決定をし、決定書を法第215条の規定に基づき、同日告示した。

同決定書は、同年26日に申立人宛てに発送し、同年27日に申立人に到達した。

9 申立人は、原決定を不服として、同年8月14日付けで当委員会に対し本件審査の申立てを提起し、当委員会はこれを受理した。

10 同年9月5日、市委員会より同年4日付弁明書及び添付資料を受領したため、申立人に対し弁明書等を同年8日に送付するとともに反論書の提出を求めた。

- 11 同年10月10日 申立人より反論書を受領した。
- 12 同年24日 申立人による口頭意見陳述を実施した。

第2 申立人の主張及び市委員会が認定した事実及び弁明

1 申立人の主張

- (1) 本件当選人の居住するマンション住民への聞き込みから、本件当選人が同マンションに居住している事実が確認できない。
 - (2) 賃貸借契約書の提出がなされていない。
- 申出人の主張で居住マンションの賃貸借契約書を提出してもらって下さいという上申もそれを公式に訴える機会を与えられず結局無視をされ、そのことも当選人に著しく有利な決定となっている。

(3) 住民登録調査の回答書に記載された本件当選人の署名につき、本件当選人本人でない可能性がある。

(4) 当選人が市委員会に提出した電気、ガス及び水道の資料のうち、支払いに関する資料が殆ど提出されておらず、また、偽造の疑いがある。

(5) 本件当選人が提出した運転免許証に記載された表記に違和感を感じている。

2 市委員会が認定した事実

(1) 住民登録調査

令和5年7月12日に小平市市民部市民課から回答のあった本件当選人に係る住民登録調査報告によると、本件当選人は、平成26年4月27日に届出住所地へ転入しており、また、同居人と2人で生活していることが認められる。

(2) 住所地における電気、ガス及び水道の使用量について

ア. 電気の使用状況

契約者は、本件当選人

月別	使用期間	使用量
令和5年1月分	令和5年1月1日から同年1月31日	402kWh
令和5年2月分	令和5年2月1日から同年2月28日	368kWh
令和5年3月分	令和5年3月1日から同年3月31日	316kWh
令和5年4月分	令和5年4月1日から同年4月30日	257kWh

東京都環境局の平成26年度家庭のエネルギー消費動向実態調査によると、集合住宅における60歳以上の居住者がいない2人世帯の1か月の平均使用量は、249kWhとなっている。

本件当選人の電気使用量は、書類提出のあった令和5年1月から同年4月までの期間において、全て平均使用量を上回っており、本件当選人が届出住所地に生活の本拠を有していた蓋然性は高いと認められる。

イ. ガスの使用状況

契約者は、本件当選人

月別	使用期間	使用量
令和5年2月分	令和5年1月14日から同年2月8日	29㎡
令和5年3月分	令和5年2月9日から同年3月12日	26㎡
令和5年4月分	令和5年3月13日から同年4月11日	21㎡
令和5年5月分	令和5年4月12日から同年5月14日	18㎡

東京都環境局の平成26年度家庭のエネルギー消費動向実態調査によると、集合住宅における60歳以上の居住者がいない2人世帯の1か月の平均使用量は30㎡となっている。

本件当選人のガス使用量は、書類提出のあった令和5年1月から同年5月までの期間において、平均使用量を下回っている月の方が多いが、この5か月間の平均使用量が23.5㎡と平均使用量より低い数値ではあるものの、不自然な程度といえるほどではないと認められる。このことから、本件当選人が届出住所地に生活の本拠を有していた蓋然性は高いと認められる。

ウ. 水道の使用状況

契約者は、本件当選人

月別	使用期間	使用量
令和5年1月分～ 同年2月分	令和4年12月27日から令和5年2月24日	26㎡
令和5年3月分～ 同年4月分	令和5年2月25日から同年4月25日	27㎡

東京都水道局の令和2年度生活用水実態調査によると、世帯人員2人当たりの1か月の平均使用量は、14.9㎡となっている。

本件当選人の水道使用量は、書類提出のあった令和4年12月から令和5年4月までの期間において、平均使用量を下回っている月もあるが、この4か月間の平均使用量が13.25㎡であることから、不自然な程度ではないと認められる。このことから、本件当選人が届出住所地に生活の本拠を有していた蓋然性は高いと認められる。

(3) 居住証明書について

当該証明書は、本件当選人の現住所建物の管理会社である一橋土地が、当該証明書の発行日である令和5年5月26日現在、本件当選人が現住所に居住していること及び本件当選人が平成26年4月26日に居住を開始したことを、形式的に証明する書類であると認められる。

(4) 運転免許証の写しについて

当該運転免許証の写しは、東京都公安委員会が令和3年8月12日に交付したもので、住所欄には本件当選人の現住所が表示されており、本件当選人が現住所に居住していることを、形式的に証明する書類であると認められる。

3 市委員会の弁明

申立人の主張(1)につき、法第29条の規定に基づく本件当選人の選挙資格に関する通報及び住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第34条の規定に基づく住民登録調査依頼を、小平市市民部市民課に行っており、当該調査をもって市委員会の現地調査に代えたものである。

また、当該調査報告資料から、本件当選人は、届出住所において本件当選人を含む2人で生活していることが認められるものである。

主張(2) 後段につき、市委員会において上記の申出は受けていない。また、申立人独自の見解であり、理由がないものである。

第3 申立人の主張に対する当委員会の判断

1 当選の効力に関する争訟とは、有効に行われた選挙において、当選人の決定に違法の事由があること、すなわち、決定をした機関の構成若しくはその手続、決定内容、例えば、各候補者の有効得票数の算定、又は、選挙人となり得る資格の有無の認定について違法があることを主張して、当選人と決定された者の当選の効力を争う争訟であり、広く選挙の法規の違反に該当することを理由として、当選の無効を主張する場合を含まないものと解されているところである(同旨・名古屋高等裁判所平成4年12月17日判決、大阪高等裁判所昭和30年9月29日判決、東京高等裁判所昭和28年2月17日判決など)。

2 以上の観点から、本件選挙における当選の効力に関する主張について、当選の効力を争う原因に該当するか否か検討する。

(1) 法第9条第2項には、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権の要件として、国籍及び年齢に関する要件に加えて、「引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する」ことが要件として規定され、法第10条第1項第5号には、「市町村の議会の議員についてはその選挙権を有する者で年齢満25年以上のもの」が被選挙権を有する旨が規定されている。

したがって、本件選挙の被選挙権を有するには、本件選挙の期日である令和5年4月23日までの3か月間、すなわち同年1月23日から同年4月23日までの間(以下「当該期間」という。)、引き続き小平市内に住所を有する者でなければならない。

(2) ここで「住所」とは、生活の本拠、すなわちその者の生活に最も関係

の深い一般生活、全生活の中心を指すものであり、一定の場所がある者の住所であるか否かは、客観的に生活の本拠たる実体を具備しているか否かにより決されるべきものである（最高裁判所昭和35年3月22日判決、最高裁判所平成9年8月25日判決、東京高裁平成28年3月9日判決など）。

(3) ア これを本件についてみると、前記第1の1から3の記載のとおり、本件当選人は、平成26年5月7日に小平市に転入した旨の届出を行い、その後、平成27年と平成31年の2回の選挙に立候補して当選していることが認められる。また、本件当選人は同住所により平成27年、平成31年及び本件選挙の立候補の届出を受理され、選挙会においても、被選挙権を有する者として当選の決定を受けている。

イ 市委員会は、原決定において、調査の結果、本件当選人の住所は当該期間において一貫して小平市にあると認定しているが、申立人は、本件当選人は小平市内に居住実態がない旨を主張する。

しかし、本件においては、前記アのとおり、本件当選人は、既に平成27年4月26日執行の小平市議会議員選挙及びその後の1回の選挙に立候補、当選し、更に本件選挙にも立候補、当選していることが認められるものである。

したがって、申立人が、本件当選人に本件選挙に係る被選挙権の要件である法上の「住所」がないことを理由に原決定の取消しを求めるなら、本件当選人の生活の本拠が小平市にないことを合理的に認めるに足りる客観的な証拠をもって立証する必要があるというべきである。

なぜなら、地方自治法（昭和22年法律第67号）第127条は、普通地方公共団体の議会の議員が被選挙権を有しない者等であるときはその職を失うとして、被選挙権の有無については、一定の場合を除き、議会がこれを決定すると規定しており、この被選挙権の有無の決定には、住所要件の認定も含まれるからである。すなわち、本件当選人は平成27年4月26日執行の小平市議会議員選挙及びその後1回の選挙に立候補して当選しており、この間、小平市議会が本件当選人について地方自治法第127条に該当すると判断した事実はなく、この事情は、本件審査において、当該期間における本件当選人の住所を認定する際にも付随事情として考慮されるべ

きだからである。

ウ 本件審査の申立ての争点は、令和5年1月23日から同年4月23日までの当該期間中、本件当選人が継続して小平市に住所を有していたか否かであり、申立人が、本件当選人に本件選挙の被選挙権がないとして当選の効力を争うなら、当該期間中、本件当選人に小平市における生活の本拠がなかったことについて、前記ア及びイで指摘した点を踏まえた立証をする必要があるというべきである。

この点、申立人は、単に、当該期間中、本件当選人の居住実態が小平市にない旨と主張しているが、客観的根拠に基づいた主張とは認められない。

エ 本件審査の申立ての審理において当委員会に提出された資料によれば、本件当選人は、小平市における住民基本台帳上の住所について、電気、ガス及び水道など生活の基本となる公共料金等の継続的な使用実績が認められる。

また、市委員会は、令和5年6月29日に小平市市民部市民課が実施した本件当選人宅の現地調査等の結果を併せ検討した上で本件当選人の居住実態が市内にあることを確認したことが認められる。

オ なお、申立人の主張（1）について、申立人は近隣住民への聞き込みが実施されていないことを主張しているが、小平市市民部市民課において本件当選人宅への現地調査を実施しており、近隣住民への聞き込みをしていないことをもって本件当選人が居住要件を満たしていないといえるものではない。

主張（2）について、申立人は賃貸借契約書の提出がなされておらず、居住マンションの賃借契約書を提出してもらって下さいという上申もそれを公式に訴える機会を与えられず結局無視をされ、そのことも当選人に著しく有利な決定となっていることを主張しているが、本件当選人は平成26年の時点で既に現住所地に住民票を置いており、賃貸借契約書の提出がなされていないことをもって、本件当選人が居住要件を満たしていないといえるものではない。

主張（3）について、申立人は住民登録調査の回答書の署名が本件当選人の筆跡ではないことを主張しているが、その後小平市市民部市民課が作成した調査票では、現地調査においては本件当選人本人が同調査に対応した旨が記載されていることから、署名の筆跡をもって、本件当選人が居住要件を満たしていないといえるもの

令和5年12月19日

東京都選挙管理委員会
委員長 澤野正明

法第207条の規定により、この裁決に不服があるときは、当委員会を被告として、この裁決書の交付を受けた日又は法第215条の規定による告示の日から30日以内に、東京高等裁判所に訴訟を提起することができる。

ではない。

主張(4)について、申立人は本件当選人が市委員会に提出した電気、ガス及び水道の資料のうち、支払いに関する資料が殆ど提出されておらず、また、偽造の疑いがあることを主張しているが、同資料は事業者が届出住所地における使用量を証明しているものであり、支払いに関する資料が殆どないことをもって、本件当選人が居住要件を満たしていないといえるものではない。

また、申立人は本件当選人が市委員会に提出した資料には偽造の疑いがあることを主張しているが、飽くまで申立人の主観に基づいたものであり、採用することはできない。

主張(5)について、申立人は本件当選人が提出した運転免許証に記載された表記に違和感を感じていると主張しているが、飽くまで申立人の主観に基づいたものであり、採用することはできない。

カ これらの事情を併せ考慮するならば、当該期間を含めて本件当選人の生活の本拠は継続的に小平市にあったと認められ、これに反する事情は認定できないというべきである。

また、本件当選人が届出住所地以外の住所地で生活の本拠としていたという具体的な主張・立証もないことからすると、本件当選人の生活の本拠たる住所は、本件期間まで引き続き現住所地にあったものと判断するのが相当である。

第4 審理の結果

市委員会は、本件異議の申出を受理し、申立人の主張、調査結果及び法で規定される被選挙権の要件となる住所の認定に関する資料を総合的に判断した結果、当該期間における本件当選人の住所は小平市にあるとして、本件異議の申出を棄却する内容の原決定をしたものと認められ、その他、原決定に違法又は不当な点は認められない。

そして、以上のとおり、当委員会が総合的に判断しても、原決定は、法令の規定に従って適正になされているというべきであり、申立人の主張には理由がない。

よって本件選挙については、申立人の主張はいずれも理由がなく、法第216条第2項で準用する行政不服審査法(平成26年法律第68号)第45条第2項の規定により、当委員会は、主文のとおり裁決する。

●東京都選挙管理委員会告示第百七十五号

令和五年四月二十三日執行の小平市議会議員選挙における当選の効力に関する審査の申立てについて、次のとおり裁決したので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二百十五条の規定により告示する。

令和五年十二月二十八日

東京都選挙管理委員会

裁 決 書

審査申立人 横田 升吾

上記審査申立人（以下「申立人」という。）から令和5年8月14日に提起された、同年4月23日執行の小平市議会議員選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する審査の申立て（以下「本件審査の申立て」という。）について、東京都選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は審理し、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立てを棄却する。

審 査 の 申 立 て の 要 旨

1 審査の申立ての趣旨

本件審査の申立ての趣旨は、申立人が、本件選挙における当選の効力に関する不服があるとして、令和5年5月8日に小平市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）に対し、異議の申出（以下「本件異議の申出」という。）をしたところ、市委員会は、同年7月25日、本件異議の申出を棄却する旨の決定（以下「原決定」という。）をしたため、原決定を取り消し、本件選挙における当選人三輪博美（以下「本件当選人」という。）の当選を無効とする裁決を求めるものである。

2 審査の申立ての理由

申立人の本件審査の申立ての理由は、おおむね次のとおりであると認められる。

本件当選人は、小平市内に居住実態がなく、市町村議会議員の被選挙権の要件である「引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する者」に該当しないにもかかわらず、本件選挙に立候補し、当選したものであるから、当選の効力は無効である。

裁 決 の 理 由

当委員会は、本件審査の申立ては形式的要件を備えた適法なものと認め、これを受理した。

本件審査の申立てに伴い、令和5年9月5日に市委員会から弁明書及び関係資料の提出を受けたため、同月8日、申立人に対して反論書の提出を促す文書を送付し、申立人から同年10月10日に反論書の提出がなされた。

さらに、申立人から、公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)第216条第2項において準用する行政不服審査法(平成26年法律第68号)第31条第1項の規定に基づき、口頭意見陳述の申立てがあったため、同年10月24日に申立人による口頭意見陳述を実施した。

また、市委員会から同年12月6日、追加資料の提出を受け、慎重かつ厳正に審理した。

第1 本件審査の申立てに至るまでの経緯と前提事実

1 令和元年9月18日、本件当選人は同年7月22日を転居日として、小平市内から小平市小川町2丁目1268番地の1(以下「届出住所地」という。)への転居を小平市長に届け出た。

2 本件当選人は令和5年4月16日に告示された本件選挙に立候補し、同選挙は同月23日に執行され、同日、投票票が行われた結果、選挙会は、本件当選人を当選人と定めた。

3 申立人は、令和5年5月8日付けで、市委員会に対し、本件選挙における本件当選人の当選の効力に関し本件異議の申出を提起し、市委員会とは

日開催の市委員会臨時会においてこれを受理した。

4 同年5月17日開催の市委員会臨時会において、本件当選人の居住実態に疑義があるとされることについて、小平市長に通報及び住民登録調査の依頼をすることを議決し、同月22日に小平市市民部市民課に対し通知した。

また、同臨時会において、本件当選人に対し、本件異議の申出への参加を求めること、物件の提出を求めること及び証拠書類等の有無について照会することを議決し、同月25日に本件当選人に対し通知した。

5 同月25日、本件当選人から物件の提出を受け、同月26日に証拠書類の提出を受けた。

6 同年7月12日、小平市市民部市民課から住民登録調査の報告を受けた。

7 市委員会は、本件異議の申出を審理した結果、同月25日付けでこれを棄却する内容の原決定をし、決定書を法第215条の規定に基づき、同日告示した。

同決定書は、同月26日に申立人宛てに発送し、同月27日に申立人に到達した。

8 申立人は、原決定を不服として、同年8月14日付けで当委員会に対し本件審査の申立てを提起し、当委員会はこれを受理した。

9 同年9月5日、市委員会より同月4日付弁明書及び添付資料を受領したため、申立人に対し弁明書等を同月8日に送付するとともに反論書の提出を求めた。

10 同年10月10日、申立人より反論書を受領した。

11 同月24日、申立人による口頭意見陳述を実施した。

12 同年12月6日、市委員会から本件当選人の電気の使用量の追加資料を受領した。

第2 申立人の主張及び市委員会が認定した事実及び弁明

1 申立人の主張

(1) 本件当選人の居住するマンション住民への聞き込みから、本件当選人が同マンションに居住している事実が確認できない。

(2) 住民登録調査の回答が真実でない可能性が高い。

(3) 本件当選人が提出した居住要件を証明する書類が乏しく、また、一部の提出書類において虚偽の記載がされている。

2 市委員会が認定した事実

(1) 住民登録調査

令和5年7月12日に小平市市民部市民課から回答のあった本件当選人に係る住民登録調査報告によると、本件当選人は、令和元年7月22日に届出住所地へ転居しており、また、同居人と2人で生活していることが認められる。

(2) 住所地における電気、ガス及び水道の使用量について

ア. 電気の使用状況

契約者は、本件当選人ではなく、同居人

月別	使用期間	使用量
令和5年2月分	令和5年1月18日から同年2月17日	280kWh
令和5年3月分	令和5年2月18日から同年3月17日	227kWh
令和5年4月分	令和5年3月18日から同年4月17日	215kWh

東京都環境局の平成26年度家庭のエネルギー消費動向実態調査によると、集合住宅における60歳以上の居住者がいない2人世帯の1か月の平均使用量は、249kWhとなっている。

本件当選人の電気使用量は、市委員会による原決定より前に書類提出のあった令和5年1月から同年4月までの期間において、平均使用量を下回る月もあるが、この4か月間の平均使用量が240.67kWhであることから、不自然な程度ではないと認められる。このことから、本件当選人が届出住所地に生活の本拠を有していた蓋然性は高いと認められる。

なお、令和5年12月6日市委員会が当委員会に提出した本件当選人の電気の使用量の追加資料によると、令和5年5月分(使用期間4月18日～5月17日)の使用量は198kWhと認められる。

イ. ガスの使用状況

契約者は、本件当選人ではなく、同居人

月別	使用期間	使用量
令和5年2月分	令和5年1月17日から同年2月10日	31m ³
令和5年3月分	令和5年2月11日から同年3月14日	38m ³
令和5年4月分	令和5年3月15日から同年4月13日	25m ³

東京都環境局の平成26年度家庭のエネルギー消費動向実態調査によると、集合住宅における60歳以上の居住者がいない2人世帯の1

か月の平均使用量は30m³となっている。

本件当選人のガス使用量は、書類提出のあった令和5年1月から同年4月までの期間において、平均使用量を下回っている月もあるが、この4か月間の平均使用量が31.3m³であることから、不自然な程度ではないと認められる。このことから、本件当選人が届出住所地に生活の本拠を有していた蓋然性は高いと認められる。

ウ. 水道の使用状況

契約者は、本件当選人ではなく、同居人

月別	使用期間	使用量
令和5年1月分～ 同年2月分	令和4年12月7日から令和5年2月7日	29m ³
令和5年3月分～ 同年4月分	令和5年2月8日から同年4月6日	28m ³

東京都水道局の令和2年度生活用水実態調査によると、世帯人員2人当たりの1か月の平均使用量は、14.9m³となっている。

本件当選人の水道使用量は、書類提出のあった令和4年12月から令和5年4月までの期間において、平均使用量を下回っている月もあるが、この4か月間の平均使用量が14.25m³であることから、不自然な程度ではないと認められる。このことから、本件当選人が届出住所地に生活の本拠を有していた蓋然性は高いと認められる。

(3) 令和5年度「ねんきん定期便」1通について

当該書類については、日本年金機構に届出している本件当選人の住所及び氏名が表示されており、本件当選人の届出住所地と一致していることから、本件当選人が届出住所地に居住していることを、形式的に証明する書類であると認められる。

(4) インターネット通信販売(Amazon)の記録書類2日分 2枚について

商品届け先住所には、本件当選人の届出住所地及び氏名が記載されており、日常生活を営む上で必要な物品を本件当選人の届出住所地に配達させていることが伺えるものであり、本件当選人が届出住所地に生活の本拠を有していたことを直接裏付ける物証ではないものの、一定程度の蓋然性があると認められる。

(5) 美容室からの葉書 1通について

当該資料については、本件当選人の届出住所地及び氏名が記載されているが、本件当選人が届出住所地に生活の本拠を有していたことを直接裏付ける物証とまでは言えないものと認められる。

3 市委員会の弁明

申立人の主張(1)につき、法第29条の規定に基づく本件当選人の選挙資格に関する通報及び住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第4条の規定に基づく住民登録調査依頼を、小平市市民部市民課に行っており、当該調査をもって市委員会の現地調査に代えたものである。

また、当該調査報告資料から、本件当選人は、届出住所地において本件当選人を含む2人で生活していることが認められるものである。

第3 申立人の主張に対する当委員会の判断

1 当選の効力に関する争訟とは、有効に行われた選挙において、当選人の決定に違法の事由があること、すなわち、決定をした機関の構成若しくはその手続、決定内容、例えば、各候補者の有効得票数の算定、又は、選挙人となり得る資格の有無の認定について違法があることを主張して、当選人と決定された者の当選の効力を争う争訟であり、広く選挙の法規の違反に該当することを理由として、当選の無効を主張する場合を含まないものと解されているところである(同旨・名古屋高等裁判所平成4年12月17日判決、大阪高等裁判所昭和30年9月29日判決、東京高等裁判所昭和28年2月17日判決など)。

2 以上の観点から、本件選挙における当選の効力に関する主張について、当選の効力を争う原因に該当するか否か検討する。

(1) 法第9条第2項には、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権の要件として、国籍及び年齢に関する要件に加えて、「引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する」ことが要件として規定され、法第10条第1項第5号には、「市町村の議会の議員についてはその選挙権を有する者で年齢満25年以上のもの」が被選挙権を有する旨が規定されている。

したがって、本件選挙の被選挙権を有するには、本件選挙の期日である令和5年4月23日までの3か月間、すなわち同年1月23日から同年4月23日までの間(以下「当該期間」という。)、引き続き小平市内に住所を有する者でなければならない。

(2) ここで「住所」とは、生活の本拠、すなわちその者の生活に最も関係の深い一般生活、全生活の中心を指すものであり、一定の場所がある者の住所であるか否かは、客観的に生活の本拠たる実体を具備しているか否かにより決されるべきものである(最高裁判所昭和35年3月22日判決、最高裁判所平成9年8月25日判決、東京高裁判平成28年3月9日判決など)。

(3) ア 本件審査の申立ての争点は、令和5年1月23日から同年4月23日までの当該期間中、本件当選人が継続して小平市に住所を有していたか否かであり、申立人が、本件当選人に本件選挙の被選挙権がないとして当選の効力を争うなら、当該期間中、本件当選人に小平市における生活の本拠がなかったことについて、立証を必要があるというべきである。

この点、申立人は、単に、当該期間中、本件当選人の居住実態が小平市にない主張するにとどまり、合理的かつ客観的根拠に基づいた主張とは認められない。

イ 本件審査の申立ての審理において当委員会に提出された資料によれば、本件当選人は、小平市における住民基本台帳上の住所について、電気、ガス及び水道など生活の基本となる公共料金等の継続的な使用実績が認められる。

また、市委員会は、令和5年7月6日に小平市市民部市民課が実施した本件当選人宅の現地調査等の結果を併せ検討した上で本件当選人の居住実態が市内にあることを確認したことが認められる。

ウ その上で、申立人の主張について検討すると、主張(1)について、申立人は、本件当選人の居住するマンション管理組合の住民に、居住3か月期間のずっと前から当該部屋に誰も入居していないと証言する者が複数いることを主張しているが、小平市市民部市民課において本件当選人宅への実地調査を実施しており、近隣住民への聞き込みをしていないことをもって本件当選人が居住要件を満たしていないといえるものではない。

主張(2)について、申立人は住民登録調査での実態調査依頼票兼調査票において、備考欄にポストの「山岸」の名は建物のオーナーである旨の回答があるが、同回答が真実でない可能性が高いことを主張している。

しかし、本件審査の申立てはあくまで本件当選人の居住実態がな

く、市町村議会議員の被選挙権の要件を満たさないためその当選が無効である旨主張するものであり、本件当選人宅のポストに他の姓が併記されていることが本件当選人の居住実態に影響を及ぼすものではなく、本件当選人が市委員会に提出した届出住所地の光熱水費の各使用量に係る書類を確認すると、それぞれの契約名義人が全て本件当選人の配偶者の氏名となっていることを踏まえ、本件当選人世帯が居住している蓋然性が高いと認められる。

主張（3）について、申立人は本件当選人が提出した居住要件を証明する書類が乏しく、また、電気の使用量の書類につき、申立人が事業者を確認したところ、本件当選人が市委員会に提出した書類に記載された金額（1,040円）と申立人が事業者に聴取した金額（1,144円）が異なり虚偽の記載がされていることから、当委員会にて電気の使用量につき直接資料を取り寄せるよう主張しているが、当委員会にて電力事業者を確認したところ、本件当選人の電力契約プランであれば、提出された書類に記載されている利用期間の基本料金は税抜1,040円、税込1,144円となる旨の回答を得たことから、当該書類の内容に不当な点は見当たらず、当委員会にて改めて資料を取り寄せる必要性は認められない。

また、本件当選人が提出した電気、ガス及び水道に関する各資料を総合的に判断すると、本件当選人が居住していることが推認できる。

エ これらの事情を併せ考慮するなら、当該期間を含めて本件当選人の生活の本拠は継続的に小平市にあったと認められ、これに反する事情は認定できないというべきである。

また、本件当選人が届出住所以外の住所を生活の本拠としていたという具体的な主張・立証もないことから、本件当選人の生活の本拠たる住所は、本件期間まで引き続き届出住所地にあったものと判断するのが相当である。

第4 審理の結果

市委員会は、本件異議の申出を受理し、申立人の主張、調査結果及び法で規定される被選挙権の要件となる住所の認定に関する資料を総合的に判断した結果、当該期間における本件当選人の住所は小平市にあるとして、本件異議の申出を棄却する内容の原決定をしたものと認められ、その

他、原決定に違法又は不当な点は認められない。
そして、以上のとおり、当委員会が総合的に判断しても、原決定は、法令の規定に従って適正になされているというべきであり、申立人の主張には理由がない。

よって本件選挙については、申立人の主張はいずれも理由がなく、法第216条第2項で準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、当委員会は、主文のとおり裁決する。

令和5年12月19日

東京都選挙管理委員会
委員長 澤野 正明

法第207条の規定により、この裁決に不服があるときは、当委員会を被告として、この裁決書の交付を受けた日又は法第215条の規定による告示の日から30日以内に、東京高等裁判所に訴訟を提起することができる。

発行所
東京都新宿区西新宿二丁目八番一號
電話 〇三(五三二二)一〇一一(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号 一〇〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七號
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

